

光が丘地区学校跡施設（旧青葉小学校）利活用事業に係る対応方針について

相模原市大規模事業評価実施要綱第10条の規定に基づき、次のとおり光が丘地区学校跡施設（旧青葉小学校）利活用事業に係る対応方針を定める。

令和7年4月7日

相模原市長 本村 賢太郎

- 1 光が丘地区学校跡施設（旧青葉小学校）利活用事業については、実施する。
- 2 各評価の視点(事業の必要性、妥当性、優先性、有効性及び経済性・効率性並びに環境・景観への配慮)ごとに、市民意見を参考に、事業を進める。
- 3 事業の実施に当たっては、次の事項に留意する。
  - (1) 本事業の推進に当たっては、地域住民に対し、引き続き丁寧な説明に努める。
  - (2) 旧青葉小学校と光が丘公民館の間の狭隘な道路については、地域住民の安全・安心を確保するため、拡幅に向けた検討を進める。

以 上